

所得税の 確定申告 ・ 住民税申告 のご案内

《申告相談受付期間》

平成20年2月18日(月)～3月17日(月)(土・日は除く)

所得税および住民税は、納税者が自分で1年間の所得とその税額を計算して申告することとなっています。まもなく申告の受付が始まります。下記の注意事項を読んでいただき、申告書を税務署または市役所へ提出をお願いします。

もし所得税の申告をしなければならないのに期限までに申告しなかったり、誤った申告をすると後で、不足の税金を納めるだけでなく、加算金や延滞金も納めなければなりません。また、所得税の申告が不要な人でも住民税の申告は必要です。申告されないと様々な制度等で所得証明等が必要となるときに必要な証明書の発行ができなくなります。控除対象配偶者や扶養親族となっている場合を除き、収入が無い方でも申告が必要となりますので、分からない場合は、税務署もしくは市役所税務課までお問い合わせいただき、申告漏れとならないよう確認をお願いします。

申告をしなければならない人

■所得税

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 年末調整を受けた給与所得や退職所得以外の所得（農業所得、不動産所得、雑所得など）の合計額が20万円を超える人は所得税の確定申告が必要です。20万円以下の人は住民税申告が必要です。
- ③ 給与所得者で平成19年の途中に退職や転職をした人で年末調整を受けていない人
- ④ 日雇いやパートタイマーなどで働いていた人
- ⑤ 給与所得以外の所得があった人
- ⑥ 雑損控除、医療費控除、寄付金控除等を受けようとする人

■住民税

- ① 上記に該当するが、計算上、所得税がかからない方
- ② 所得がなく、かつ、家族等の扶養親族または控除対象配偶者ではない方
- ③ 給与所得が年末調整済で、所得税がかかっていない方で、住民税で医療費控除等を受けようとする方

申告に必要な書類等

- ア 印鑑（申告書記入時に捺印が必要です。）
- イ 家族の中に給与をもらっている人がいれば、それらの人も含めたすべての源泉徴収票
- ウ 国民年金や厚生年金、退職年金などの公的年金等をもらっている人は、公的年金等のすべての源泉徴収票
- エ 一時所得や譲渡所得のあった場合は、その金額のわかる関係書類
注）譲渡所得のある人は、税務署で申告してください。
- オ 不動産所得のある場合は、その内容のわかる支払調書、固定資産税課税明細書等
- カ 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、任意継続の健康保険料を支払っている人は、その領収書（国民年金保険料と国民年金基金保険料の場合は証明書を添付）
- キ 生命保険や個人年金の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書（いずれも、年末調整で提出した分は除く。）
- ク 損害保険（長期）の保険料、地震保険の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書
- ケ 医療費控除を受けようとする場合は、医療費の領収書、介護費用にかかる厚生労働省指定の領収書。また健康保険組合や生命保険会社等の高額療養費、家族療養給付金、入院給付金等を受けられた場合はその金額のわかる明細書。おむつ使用証明書。
- コ 障害者手帳等を交付されている人は、障害者手帳等
- サ ねたきり老人の認定を受けた人は障害者控除対象者認定書
- シ その他、所得の計算や所得控除について必要と思われる書類

国民健康保険税・介護保険料の支払証明の必要な人へ

市民窓口センター・各支所で発行します。

なお、甲賀市の各申告相談会場で申告される人については、国民健康保険税・介護保険料の支払証明は必要ありません。（他の市区町村での支払分を除く。）

住宅借入金等特別税額控除（住民税の住宅ローン控除）

所得税から住民税への税源移譲により所得税が減少したため、所得税の住宅ローン控除を平成19年分所得税から控除しきれない額が発生した場合、市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を3月17日までに提出してください。提出先について、給与所得者で年末調整により所得税の住宅ローン控除をされた方で所得税の確定申告をしない方は、給与所得の源泉徴収票を添付して市役所税務課へ、また、所得税の確定申告書を提出される方は所得税の確定申告書とともに税務署へ提出してください。

農業所得の収支計算

水稻・麦・大豆・出荷野菜等の農作物を栽培されている人は農業所得の収支計算が必要です。

■対象となる作物・・・水稻・麦・大豆・出荷野菜・茶・果樹・花 等

■収入と必要経費の集計について

収入……出荷伝票、納品書控、通帳等で平成19年中の収入金額

必要経費……平成19年中の肥料、農薬、種子、水利費、土地改良費、減価償却費等の経費

■収支計算方法 収入金額－必要経費＝所得金額

■書類の保存 伝票やJAの組合員勘定も必要です。整理し保存しておいてください。

平成19年分収支内訳書（農業所得用）を作成し、申告相談にお越しください。

申告相談の注意事項

- ◎申告時には扶養控除等の判定のため、家族全員の所得のわかる書類も持参してください。
- ◎医療費控除を受ける場合は、領収書を医療を受けた人ごとの病院ごとの支払日順に並べ、合計額を計算して持参してください。
- ◎振替納税を利用する場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるものと金融機関に届出の印鑑を持参してください。
- ◎還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるものを持参してください。
- ◎昨年の確定申告書および収支内訳書の控えをお持ちの方は、必ず申告相談に持参してください。
- ◎農業所得の申告方法の変更（収支計算による申告）により、混雑することが予測され、待ち時間が長くなる場合がありますのでご了承ください。
- ◎次の申告については、受付できませんので、税務署の申告会場で申告をしてください。
 - ・譲渡所得のある人
 - ・住宅借入金（取得）等特別控除を受ける人
 - ・雑損控除を受ける人
 - ・青色申告の人
 - ・消費税の申告
 - ・事業所得（農業・営業等所得）の合計収入額が1,000万円以上の人
 - ・その他複雑な内容の申告

問い合わせ

住民税(市県民税)について——甲賀市役所税務課 TEL65-0679 FAX63-4574
所得税について——水口税務署 TEL62-0314